

令和4年 第1回

# 武蔵野市教育委員会定例会

令和4年1月5日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会



令和4年第1回武蔵野市教育委員会定例会

○令和4年1月5日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	井 口 大 也
委 員	渡 邊 一 衛	委 員	清 水 健 一
委 員	高 橋 和		

○事務局出席者

教 育 部 長	樋 爪 泰 平	教育企画課長	渡 邊 克 利
教育企画課 学校施設課 担当課長	西 館 知 宏	指 導 課 長	村 松 良 臣
統括指導主事	小 澤 泰 斗	教育支援課 教育相談支援 担当課長	祐 成 将 晴
教育支援課長	牛 込 秀 明	生涯学習課 スポーツ課長	長 坂 征
生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 担当課長	栗 原 一 浩	図 書 館 長	目 澤 弘 康

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案  
議案第1号 武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則
4. 協議事項
  - (1) 令和4年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について
  - (2) 武蔵野市いじめ防止基本方針 具体的方策（案）について
  - (3) 武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジ

ェクト～の改定について

5. 報告事項

- (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について
- (2) 武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱の制定について
- (3) 武蔵野ふるさと歴史館学校連携展示「火のある暮らしのうつりかわり」  
(仮) について

6. その他

---

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから、令和4年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、渡邊委員、井口委員、私、竹内、以上、3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

---

◎事務局報告

○竹内教育長 これより、議事に入ります。

まず、事務局報告です。教育部長から報告をお願いします。

○樋爪教育部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、ご報告をさせていただきます。

まず、議会に関することでございます。

12月1日から6日まで、決算特別委員会が開催をされました。

主な質疑をご紹介しますと、まず新型コロナウイルス感染症で、児童・生徒の学力や生活リズムにどのような影響があったのか。また、学校行事の中止や縮小もあったが、教職員の負担はどうであったのかというご質問がありました。3か月による休校期間がありましたが、学力に大きな影響は見られなかったこと。生活リズムについても、大きな影響があったとは認識していないこと、学校行事については参加者の限定、人数制限、入替えなどを行ったため、かえって教職員の負担が増加したと考えるが、児童・生徒にとって何が一番大事かという視点から行事を見直したということは、大きな成果であるとお答えをしております。

次に、スクールソーシャルワーカーの増員、むさしのクレスコーレ事業の成果を伺う

とご質問がありまして、スクールソーシャルワーカーは令和2年度に3名から6名に増員し、各中学校区1名ずつ配置したこと。支援する人数が、前年の54人から124人に増加をし、不登校児童・生徒に対する支援の幅が広がっていること。また、むさしのクレスコーレは、コンセプトにマッチした生徒が13名、来室しており、引き続き生徒の個性に合わせた支援を行っていくとお答えをしております。

次に、就学援助費の認定者数が増加しているが、各家庭への生活支援において、福祉部局とどう連携しているのかというご質問がありました。就学援助費の認定数増加は、制度の分かりやすい広報を徹底したことが要因と考えていること。スクールソーシャルワーカーを中心に、子ども家庭支援センター、生活福祉課などと連携して対応しているほか、地域の中で適切な情報提供を行っているということをお答えをしています。

次に、学習者用コンピュータの導入に際して、自由な環境でのトライアンドエラーが重要と考えるが、教育委員会としてどのような指導をしているかというご質問がありました。学習者用コンピュータは、令和3年4月から配付し、教職員も児童・生徒も体感しながら活用をしていること、教育委員会は最低限の約束事を提示し、それ以外は自由に使ってほしいこと。また、子ども自身がルールをつくってほしいと考えていること。また、今後は個人情報等の取扱いなど、指導していく必要性を認識しているというお答えをさせていただきます。

次に、図書館には、貸出しのほかに情報を体系化、整理する役割があると考えているが、郵便、情報の蓄積、市民への地域課題解決への支援をどう行うのかというご質問がありました。新型コロナウイルス感染症に関わる情報は、医学的な裏づけがない中で、どれを押し出すのか判断が難しく、体系化、整理をすることが難しかったが、検索機のシステム更改を機に、様々な角度から情報にアクセスできるように工夫を行っていることを、お答えをしております。

次に、教職員の多忙化解消、働き方改革について、令和2年度は、多忙化解消には程遠い状況であったのではないかと、教育委員会の認識を伺うというご質問がありました。子どもと向き合う時間をつくることは、働き方改革の大事な観点であると認識をしていること。令和2年度はコロナ対応もありまして、大きな成果は上げられていないが、今後も様々な多忙化解消策を継続、拡充しながら進めていきたいとお答えをしております。

次に、平置きすると500平米ぐらいになる学校プールを縮減して、民間委託してはどうかとご質問がありました。小学校は、改築上の制約、土地の制約条件が大きく、選択

肢の一つとして考えていること。他自治体で進んでいる民間プール活用の状況を研究しながら、どのような可能性があるか見極めていきたいということをお答えをしております。

次に、文部科学省が教員免許更新制を廃止するとの報道について、教育長の見解を伺う。また、本市の教員への影響はどうかというご質問がありました。退職後の教員が免許を更新せず、講師の確保が課題になっていたところ、国での議論を踏まえて出てきた方向性と認識しており、課題がクリアになることは歓迎するという。同時に教員の資質、能力をどのように確保するかということが大事な論点であり、教育委員会としても市独自の研修や、武教研などを通して資質、能力の向上を図りたいということをお答えしております。

決算特別委員会は以上でございます。

次に、12月14日に文教委員会が開催をされました。教育委員会関連では、武蔵野市立第一中学校改築及び第五中学校改築の基本設計について、行政報告を1件行いました。主な質疑をご紹介しますと、まず避難経路となる避難階段について、前回の説明時に校舎の東西、両端、2か所だけで大丈夫かという意見が出されていたが、その後の検討状況を伺うというご質問がありまして、建築基準法に基づき2方向避難が可能となるよう階段を設置することを考えていたところ、ご意見を踏まえて、中央の階段も含めて避難経路にすることとしたとお答えをしております。

次に、今後、16校の改築、事業費について、今回の設計を踏まえた試算は全体計画よりも増えたが、今後もさらに増えるのではないかとご質問がありまして、今後、二十数年の物価変動は見込んでいないですが、都内の公共施設として標準的な単価である東京都の単価に基づいており、現時点での試算としては妥当と考えるということをお答えしております。

議会に関することは以上でございます。

次に、市内の学校の状況についてご報告いたします。

小学校第6学年の日光移動教室は、12月中に4校で実施をされました。中学校のセカンドスクールは、12月中に1校で宿泊を伴わない代替の学習が実施をされました。

1月1日から市内の小中学校で3学期が始まります。今のところ、冬休み中の事故等の報告は受けておりません。

3学期は、各学校が今年度の教育活動を振り返り、学校評価を行うとともに、来年度

の教育活動の計画を作成します。

また、中学校では、3年生が進路決定に向けて大切な時期を迎えます。1月に私立高校及び都立高校の推薦入試、2月中旬に私立高校等の一般入試、2月21日に都立高校の一般入試が予定されております。中学校3年生の皆さんが目標に向けて、今までの努力の成果を発揮することを期待しております。

それから、市内小中学校の研究発表会が、1月21日に桜野小学校、1月28日に第五小学校で、また2月10日に第三小学校で、3校とも「深い学び」をテーマに開催されます。各校では、研究発表会に参加した教員、授業公開をした教員が、ともに学びを深められるよう、参観した授業をもとに協議する研究協議会が実施をされる予定です。委員の皆様におかれましても、どうぞご参加をください。

1月22日から3日間、市立小中学校の書き初め展が、また2月4日から5日間、美術展が市民文化会館の展示室で開催されます。また、例年、市役所1階ロビーで開催されていましたが、武蔵野市特別支援教育紹介作品展は、工事のため市役所で実施できないため、美術展と同じ日程で市民文化会館展示室前で開催をされる予定です。委員の皆様も、ぜひご覧いただけたらと思います。

以上で、事務局報告を終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

---

### ◎議案第1号 武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

○竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第1号 武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

資料のほう、ご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、市長部局のほうで、同様の文書管理規則の改正がございましたので、これに連動して教育委員会の文書管理規則も改正するものです。

新旧対照表の次につけております参考資料のほう、最初にご覧いただきたいと思っております。

市役所内部の話でございますけれども、各課で、かつてなんですけれども、切手・はがきを調達する際ですけれども、かつては総務課が一元的に切手・はがきを取り扱っておりました。各課では、必要に応じて必要な分だけ総務課のほうから受け取るという仕組みでして、その際に使われていたのが、この参考資料、第7号様式でございます。今そういった取扱いはされておられません。市役所の8階の売店で、各課が切手を買う扱いになっておりますので、既に不要になっている様式になっております。そういった実態に合わせて、条文のほうを改正したものでございます。

ですので、今回の改正によって、何か実態が変わるというものではございません。

この説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第1号 武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

---

### ◎協議事項

○竹内教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項1、令和4年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針(案)についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 それでは、協議事項1についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

この基本方針でございますけれども、基本方針の上に教育委員会基本目標というものがございます。それが資料の最初の1ページ目でございます。これにつきましては、令和2年2月5日に改正済みでございます。

その基本目標の下に、毎年、基本方針を改訂しながら置いております。ちなみに、この基本方針の下には、さらに重点事業がございます。これは次回以降の定例会でお諮りしていきますけれども、最終的には基本目標、基本方針、重点事業という3層構造を整えた上で、毎年の進捗管理を行っていくものでございます。

資料の2枚目以降に新旧対照表がございます。

令和3年、令和4年度を比較している形で、修正をかけた部分につきましては下線を引いております。

このうち、主な修正点を、私のほうで幾つかピックアップしてご説明していきたいと思っております。

まず新旧対照表の1ページ目、前文は変わらずでございます。

そして、基本方針1、個性の伸長と市民性を高める教育の推進でございます。

1ページの下、白丸ですけれども、人権教育や多様性を認め合う教育の推進の部分では、現在、子どもの権利条例の策定が進んでおりますけれども、そういったものに連動して修正をかけております。

さらに、2ページの2つ目の丸でございます。

武蔵野市民科の実施でございます。この間、様々な実践が蓄積されておりますので、令和4年はさらに教員向けの手引の改訂に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3ページ以降でございますが、基本方針の2、あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成がございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページの2つ目の丸でございます。学校図書館を有効活用した教育の推進でございますが、検討事項を2つ加えております。学校図書館サポーターの在り方の検討、それから授業における学校図書館の活用の在り方の検討を、令和4年度の課題として加えております。

続いて、5ページでございますけれども、この間、大きな動きとして一人1台の学習者用コンピュータの配備がありました。これに伴う修正でございます。特に項目レベルで大きく変えたのが、5ページの中段以降です。

令和3年度情報モラル教育の推進という項目がありましたが、これをその中核的な内容である「デジタル・シティズンシップ教育」の推進という形で、項目を改めております。

続きまして、6ページからは基本方針の3、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・

支援の充実でございます。

ここにつきましては、6ページ一番下の丸、連続性のある多様な学び場における特別支援教育の推進ということで、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の内容につきまして、言葉を補っております。

続いて、7ページの不登校児童・生徒への支援の充実でございますが、全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置が完了しましたので、今後はそういった配置を通じて、各校の校内体制の強化の支援をしてみたいと思います。

続きまして、基本方針の4でございます。これ7ページから9ページですけれども、基本方針の4、健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進でございます。

何点か細かい修正がございますが、1つはオリンピック・パラリンピックの終了に伴うもの、それから桜堤調理場が完成したことに伴う修正でございます。そういったものを踏まえて、今後の内容に改めました。

続いて、基本方針の5は、9ページの中ほどですね、学校経営の改善・充実ということで、1つ目の丸、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上でございます。

特に9ページ一番下の下線部分ですけれども、今後、教員が主体的に専門性を深めるためということで、外部の研修会への参加への支援を行っていくということを書いております。この点は、第三期学校教育計画の一つのテーマでもございます。

続いて、10ページでございます。

学校における働き方改革の推進。中ほどですね、すみません。

次の協議事項でもお諮りしますが、いわゆる先生いきいきプロジェクトを改訂してまいりますので、それに基づいた内容に改めております。

さらに、部活動指導員の配置も進んでおりますけれども、併せて持続可能な部活動の在り方の検討も、令和4年度に掲げております。

以上が基本方針5です。

続いて、基本方針6、学校施設の確実な整備でございます。

これは10から11ページでございますけれども、修正の主な点は、学校改築の進捗に伴う修正、それから小学校35人学級の導入に伴う修正、最後に桜堤調理場の完成に伴う修正でございます。こういったものを踏まえて、今後の内容に改めております。

11ページの下段でございますけれども、基本方針の7、生涯学習・スポーツ事業の充

実でございます。

ここは修正点、多いところですが、1つはオリンピック・パラリンピックの終了に伴う修正。それから、生涯学習事業団と文化事業団の統合が完了しますので、それに伴う修正がございます。

あと大きな部分は、スポーツ分野でございます。

13ページ以降、大きな項目レベルで相当修正が入っておりますけれども、これは第二期のスポーツ推進計画が、今度まとまりますけれども、そういったものを踏まえて項目を改めております。

13ページですね、ちょっと項目を拾っていきますと、誰もがスポーツを楽しめる機会の創出、それからスポーツを支える担い手づくりと活動支援、そしてスポーツに親しむ環境づくり、ここでは市営プールについても書き加えております。

そして、14ページ、武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成。

15ページ、安心して利用できる生涯学習・スポーツの場の提供という形で、項目を整理させていただきました。

次が、基本方針の8、歴史文化の継承と創造でございます。

まず、歴史館関係でいいますと、15ページの一番下の丸ですね。歴史公文書の保存と公開でございます。百年史編纂の際の行政資料ですけれども、目録の作成が終わりますので、それに伴う選別・収納に移っていきたいと考えております。

それから、16ページでございますけれども、武蔵野ふるさと歴史館の充実ということで、情報発信の在り方、さらに充実させていこうということで、字句を修正しております。

最後の基本方針9でございます。図書館の力を高め地域に活かすでございます。ここでは特に16ページから17ページにかけて、質の高いサービスを支える体制整備でございます。この間、中央図書館を市直営とする方針を固めましたので、今後は引き続き3館の連携強化を図るとともに、図書館運営の体制強化でございます。市民参加をより重要に、体制強化を図ってまいりたいと考えております。

大変駆け足になりましたが、資料の説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回ですね、教育目標を何度も何度も読んでみました。変更点の下線を引かれている部分だけではなく、ずっと目を通して感じたことは、この長い期間、蓄積されてきて、非常にいいものができていると感じました。非常に広い範囲で内容を含んでいますし、この教育目標をどう実現していくかというところ、ここは非常に大事ななと思います。

まず、1の武蔵野市民のための教育を進めるに当たってというところですが、方向性や重視する教育が端的に述べられています。

それから、2番の武蔵野市教育委員会の教育目標、3つの目標は明確でイメージしやすいと思います。学校教育においては、様々な学びの充実により、こういった目標を達成していく、その繰り返しによって、目指す人間を育てていくということだと思います。

さらに、社会教育の充実は、市民の自己実現につながっていくということ。そして、地域や家庭の教育力の向上につながっていくということで、全体としてとてもいいなと思います。

3つの基本方針も、具体的でいいと思うんですね。指導主事の先生方もいらっしゃるので、こここのところ、よく考えていきたいなと思っているんですけども、先ほども申し上げたように、一番大切なのは、こういった目標をどう実現していくかという部分だと思うんです。その実現に向けてのいろんな取組があるかなと思うんですけども、大事ななと思うこと、こういうことをこれから大切にしていきたいなというふうに思うことがありましたら、お聞かせいただきたいなと思っています。

○村松指導課長 大きなところで3つ、ご質問をいただいたところがございます。教育目標を実現するに当たって、委員おっしゃられたように、幅広く武蔵野市の教育をよくしていくための基本方針に基づいた施策の実現を図っていくわけですが、先ほどおっしゃっていただいたとおり、この教育目標に立ち返ることというところだと思います。

また、あと教育目標をもとに、また第三期学校教育計画を作成されておりますので、基本方針、その年度ごとのときも、変更した部分だけにとらわれずに、しっかりと教育計画、また教育目標に立ち返って、これが何のために行われるのか、そこに立ち返って考えて、施策を実現していくというところが重要だと考えております。

○竹内教育長 清水委員。

○清水委員 難しい質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

でも、今伺ったことを聞いて、少し安心したんですね。とても大切なことだと思います。

ます。何でこんなことを最初に申し上げたかという、各学校から学校だよりが送られてくる中で、学校評価の公表を各校、行っているんですね。その項目、それから達成状況とか、そういうのを見ていったときに、この武蔵野市の教育委員会の教育目標に立ち返って、それが達成できているのかできていないのかという視点が非常に弱いなど。

これがもし、これが弱いなって感じられるということは、1年間の教育実践の中で、武蔵野市の教育目標を実現していく、そのために自分の学校では、例えばこの3つの児童、あるいは生徒の姿を、実現したい姿を決めて、そのために具体的にどんな教育活動を行うかということを示して、それは教員にも、保護者にも、地域にも示して、それを繰り返し積み上げていった結果がどうだったのか、そここのところの部分が弱いんだろうなと思うんですね。

そこが弱いと、なかなかその武蔵野市の教育目標が達成できないだろうと。これは大事なところで、これをきちんとやっていかないと、武蔵野市の教育は、もともと優れた教育だと思っているんだけど、そこから高まっていかないと思うんですね。

私の考えを少し申し上げますと、各学校が武蔵野市の教育目標、そして基本方針を受け止めて育てていく児童・生徒の姿を具体的に示す。具体的な姿であれば、みんなで共有できますから、まずそれが第一だろうと思うんですね。そういう姿を実現していくために、どんな取組を行うのか、そして取組を行った結果、児童・生徒の姿がどう変容していったかというようなことを、しっかりと進捗状況を管理しながら見ているということ、これがとても大事だろうと思います。

それが、年度末の学校評価などにも当然出てきますし、そこで達成できたところ、まだ十分でないところについては、次年度にというマネジメントサイクルをしっかりと機能させていくということが、大事だなどと思っています。

ですから、この後、指導主事の先生方が、教育課程の届出を受け付けて、いろいろと各学校とやり取りすると思うんですけども、そここのところの視点、武蔵野市の教育目標はこうだから、各学校のこれは、要するにどういう関係があるのか、具体的にこういうことをすることによって、どう武蔵野市の教育目標に近づいていくのかという、そのあたりのところを大事に行っていくということが、必要ななと思いました。

目指す児童・生徒の姿と同時に、その指導のプロセスもきちんと評価していくというようなこと、これが大切であると思っています。ですから、令和4年度はぜひこのあたりのところを、指導主事の先生方も、攻めの姿勢で、そして教育委員会全体として取り

組んで、最後、各学校の姿を見て、武蔵野市の教育目標がどうだったのかというあたりを、検証していけたらとてもいいと思っています。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ご指摘いただきまして、ありがとうございました。

学校評価の部分は、少し弱い部分があるなというのは、私も感じているところがございます。学校評価の項目、資するアンケートの評価内容等については、それぞれ学校が設定するもの、また基本的に学校長の経営方針に基づいた評価を与えるわけですが、他区の例ですと、区で目標設定をして、区のそれは必ず入れるようになっています。そこまでできないにしても、今いただいたご意見をもとに、それがどのように学校評価として反映されていくのかというあたりのシステムについては、さらに研究を深めてまいりたいと考えております。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回の課長のお話を聞いて、非常に期待しているわけですが、1回目の校長会のときに、校長がしっかり受け止めるというのが、まず第一歩だと思います。そのあたりをぜひ、令和4年度についてはというようなことで、校長会でお伝えいただくと大変ありがたいなと思います。

○竹内教育長 マネジメントのお話ができましたけれども、マネジメントでいうと目標の連鎖というのがあるんですね。教育委員会段階、それから学校段階、学校の中でも学年とか学級の目標があって、それがちゃんとつながっている、きちんとつながっているということが大事だと思いますし、そういう意味でもそれを踏まえた上で、マネジメントサイクルできちんと見ていきたいと思いますというのは、改めて学校のほうに、校長会で話しておきたいと思います。

○清水委員 はい、ありがとうございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 清水委員が全体的な内容をおっしゃっていただいて、どうもありがとうございます。非常にいいなと思って伺っております。

今のご意見で、思ったことは、1つはこの教育目標と、さらにこの下にある方針との連携も、もう少し分かるようにするといいかなと感じました。

それは何かというと、この3つに番号をつけておいて、①、②、③、この基本方針1、2、3、4とありますけれども、それがこの教育目標のどれに関連するのか、複数の目標に関連してもいいのですが、その基本方針1から、その後ろに、この①に関連するか、番号も一緒に振れると、さらに連携が深まっていると感じます。

今まで基本方針のレベルより下のところについては、いろいろ充実させてきていただいているのですが、上位目標との連携が明確になっているといいと感じましたので、またご検討いただけるといと思います。

例えば企業では上位目標があります。KGI、キーゴールインジゲーターといいますがけれども、それが一番上位目標で、それに対して個々の職場のKPIがある。そういう形で、マネジメントサイクル、PDCAサイクルを回していかなければならないので、その辺、また検討していただきたい。そうすると、この教育目標との連携が、非常に関わるかなと感じましたので、フォローかたがた、申し上げました。

字句の訂正とか、いくつかありますので、細かくお話ししていきたいと思います。

まず、1ページ目です。人権教育や多様性を認め合う教育の推進というところで、「子どもの権利条約の理念に基づき、守られる権利を子ども自身が理解するとともに、」という部分に具体的な内容が入っているといいと感じました。

3ページ目の長期宿泊体験活動の効果的な実施、アンダーラインを引いたところだけチェックしたのですが、この「基づき、」の後ろに「育成を目指す」というように、いきなり育成と書いてあるのですが、これは何とかなの育成ではないかと思うのです。ですから修飾語をつけていただけるといいと思います。何の育成かなと思ったので、その辺、工夫していただけるといいと思います。

次に、4ページ目の最後から4行目に、「活用の在り方」という言葉が出ています。この在り方というのが、もう1個、10ページにも出ています。在り方という言葉にはいろいろな解釈ができます。もしかして、ここの在り方という言葉は要らないのかなとか思うのですが。あるいはもう一度、具体的な内容を入れていただくか、どちらかなのかな。在り方というと何か範囲が広くて、どういうことをしていくかという具体性が少し薄いと、個人的に感じるので、検討していただくといいと思います。

6ページ目の特別支援教育の充実というところにも関係しているのですが、この幼小連携もしっかりやってほしいという話がございます。実は子ども協会の評議員会が年末にあったのですが、そのときに幼小連携の検討委員会の報告書が提出されていました。

教育委員会でもそれを重く受け止めて、幼小連携をやっていかなければならないと感じましたので、その辺もし指導課長のほうでありましたら、お話しいただけるといいと思います。

次が、10ページ目の基本方針6の手前の「部活動の在り方」、これも在り方と書いてあるのですが、これもなくてもいいかなとか思いました。

11ページの児童増・災害・老朽化に対応した施設の整備の下線部の最後、「井之頭小にあたっては」は、「については」だと思います。細かい点ですけれども、修正したほうがいいと思いました。

基本方針7には、レガシーという言葉が明確に出ていて、教育委員会で引き受けて実施していく内容だと感じました。どのように反映していくか期待しております。いかにレガシーを大切にしていくかということです。

12ページ目の「学びをおくる」生涯学習社会の推進の下線部で、サイエンスフェスタの話が出ているのですが、これは理科だけなのでしょう。サイエンスというと、算数とか数学もサイエンスの部分であるので、理科に限定したほうがいいのかどうかということについて、ご意見をいただきたいと思います。

サイエンスというともっと幅が広いので、例えばパズルだとか、算数に関係するような内容、あるいはプログラミングの発表とか、そういうのも実験結果としてあってもいいかなと思います。理科だけでないと思います。このことについても、検討していただけるとよいと思います。

13ページの内容、これはよかったなと思うのです。スポーツを支える担い手づくりと支援活動はしっかりやっていけるといいと思います。部活動の関係とか、そういうこともありますので、担い手がたくさんいると、その対応がしやすくなると感じます。

14ページ、一番下から3行目で「充実していきます。」という表現は、「いきます。」ではなくて、これは「充実します。」でよろしいと思います。以前は、「していきます」という表現が、随分あったのですけれども、大分修正されてきたので、同様に対応していただけるといいと思います。

16ページのICTの活用、ふるさと歴史館の充実というところで、これも大変期待していますので、よろしくお願いします。前回の名所の企画展は、行けなかったので、申し訳なかったのですが、今日、最後に案内がございまして期待しています。

17ページの地域の情報拠点としての情報の蓄積で、下線部、去年は、「昨年度実施し

た」でいいんですけれども、「令和2年度」といったら、「令和2年度に」のほうがいいと思いますので、細かい修正ですけれども、お願いしたいと思います。

ということで、内容、先ほど清水委員がおっしゃっていたように、非常に充実した内容になってますので、令和4年度の期待感があります。我々も、実践していかなければならない点が細かく記述されています。また報告ともども検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 様々なご指摘、ありがとうございました。

まず、「人権教育や多様性を認め合う教育の推進」のところ、具体的な内容が入ったほうがいいのかというところなんですけれども、子どもの権利条約の考え方を含めて、守られる権利というところでは、いじめ問題等も含めて、様々な内容が出てきますので、あまり細かく入れていくと大変かなと思いますので、ここは広く入れさせていただいているところです。

「長期宿泊体験活動の効果的な実施」のところについて、育成を目指す資質・能力、まず目指す資質・能力の育成というところになりますので、ここは表現がおかしいかもしれせん。育成という言葉も外すなど、検討したいというふうに考えます。

在り方という表現について、様々なところで使っていることについてご指摘をいただきました。部活動につきましては、在り方検討委員会という形で進めているところがありますので、そこは残しつつも、学校図書館の活用、サポーターの在り方、また活用の在り方という形で入れてはいるんですが、これは文言のほう、整理させていただきたいと考えております。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 すみません、1点抜けておりました。

幼小の連携というところでご意見をいただいたところです。私も委員として参加しておりました「武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議」の報告書が、今回、出されているところがございます。ここに関しても委員の皆様から、幼児教育が「きょういく武蔵野」に取り上げられていないというご指摘がありまして、やはり同じ教育という観点から、ここは必要ではないのかということがありますので、今度3月発行の「きょういく武蔵野」に、この報告書について、エッセンスも含めて所管課のほうに記事の作

成を依頼いたしまして、載せていくところでございます。

武蔵野市として、幼児教育から、幼小、小学校、また中学校と、この義務教育にかかって、生きる力で結んでいくというところ、この子どもプランの考え方をもとに、ただ幼児教育の中の生きる力とは何かということも示しておりますので、それを受けて小学校教育の中でどのように連携をしていくのか、幼稚園、保育所、こども園のこの横のつながりだけでなく、幼児教育と小学校教育との縦のつながりということを、どう大事にするかという提案がありますので、これを受けてまた義務教育段階での取組についても考えていきたいと考えております。

○渡邊委員 よろしくお願ひします。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 先ほどご指摘いただきました理科の研究、実験のところですが、確かに限定すると幅広にできないということがありますので、文言を修正させていただきます。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 その他、文言についてご指摘いただきましたけれども、ご指摘いただいた内容を踏まえて、修正のほうはかけていきたいと思ひます。

○竹内教育長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 この教育目標ですけれども、令和3年度の内容から、さらに掘り下げられて、そして具体的に進んでいるという様子が表れた内容になっているのかなという、感想を持ちました。

その中で、具体的に幾つか、お話をさせていただきます。

まず、2ページの中段、下線が引いてあります、東京都自尊感情測定尺度、これについてはなかなか出回っていない言葉なのかなと思ひます。これは、この基本方針で書かれておりますので、何かの機会に、この自尊感情測定尺度についての説明や紹介もしていただけたらありがたい。また、書かれていることが、実際に学校や保護者に出回るときに、同じような形で触れられるかと思ひますので、その辺についてお話をいただければと思ひました。

次は、5ページ、「デジタル・シティズンシップ教育の推進」についての下線の2行目ですけれども、「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』

を身に付ける」というふうに書いてございますけれども、この「態度」という文字が少し気になりまして、ここは当たり前の社会に求められる態度やスキルというよりは、この姿勢やスキルであったり、倫理観やスキルとか、規範やスキルみたいなほうが、何かしっくりくるように感じましたので、発言をさせていただきました。態度という言葉よりは、もうちょっと違う表現にできないものかなと、引っかかったところがございます。

次は、7ページの上から2行目、これは特別支援教育の部分ですけれども、「個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。」とありますけれども、この特別な指導というのは少し気になりまして、「教育ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた指導を行います。」のほうが、いいのかなと。ここに特別と入れた、その辺の意味合いを少し知りたいと思ったところです。

次は、10ページ、「学校における働き方改革の推進」というところの下の方ですけれども、「持続可能な部活動の在り方を検討します。」というふうに書いてくださっております。令和4年度に検討していくわけですけれども、ぜひ今後、在り方を検討していくときには、これは単純に部活動の数を減らそうという検討ではなくて、工夫を持って何か生徒が選べる範囲が減らないように、例えば複数校で1つの種目を行うとか、何か新しい方法をも踏まえた在り方の検討にさせていただけるように、期待をしたいと思っております。

次は、12ページの「「学びをおくる」生涯学習社会の推進」のサイエンスフェスタの部分です。令和3年度では、少人数で体験するというものが大きく、先ほど理科に限定する、しないという話もありましたけれども、方針が変わっていったのかなとも捉えられる内容でしたので、何をもって、この少人数で体験するというものから、理科でないにしても、理科などの研究・実験を楽しみながら変えていった、その背景も知れたらと思います。

次は、13ページ、「スポーツを支える担い手づくりと活動支援」の1行目ですけれども、この「実施者に対する」という、この「実施者」という言葉がなかなかほかでは見ないように思います。それともここでは普通に出てくる言葉なのか分かりませんが、実施者という言葉の意味が、スポーツをする人、またはスポーツを支える人、スポーツを教える人、全てを示して、この「実施者」という言葉が使われたのか、その辺の部分の背景を少し知りたいと思ったところです。

私から、幾つか出ましたけれども、以上になります。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 様々ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、2ページ、東京都自尊感情測定尺度についてでございますけれども、今回、今年度、第一中学校が人権教育尊重推進校ということで、東京都の指定を受けまして、研究発表を行ったところでございますけれども、その効果検証を図る際に用いた尺度でございます。これは東京都教職員研修センターのほうで、平成20年度から24年度にかけて開発されたもので、調査を行うことによって、その自尊感情の傾向についてを分析できるものでございます。

議会からも様々、予算がかかるものとか、ご意見をいただいておりますけれども、東京都の開発したものでございますので、無料で、またタブレットなども活用しながら、簡易にできるものではないかと考えております。

学力のほうは、学力調査等で図ることはできておりますけれども、子どもたちのこういう、自己肯定感や自尊感情というものを図るということ、そういうところもしっかりとエビデンスをもって、今後、武蔵野市の子どもたちをどう育てていくかということを考えていきたいと思っております、今回これを、あるものを活用していきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、デジタル・シティズンシップ教育のところ、態度やスキルということを書かせていただいておりますけれども、基本的に態度というのは、デジタル社会における身の構え方と捉えておりますし、あと学校教育の中では、この主体的に学習に取り組む態度であるとか、態度という言葉というのは、よく使われているところがございますので、この言葉を使わせていただいております。

部活動の在り方につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。これまでも合同部活動等も含めて、様々検討しているところでございますが、現在、国の動きとして、令和5年度からの地域部活動という考え方があって今、モデル地区等の研究も進められております。この辺の成果等も踏まえまして、本市としては何がいいのか、何かを減らすとか、そういうことではなく、ただ教員の負担等の軽減は考えていきたいと思っておりますけれども、そういうところも含めた在り方の検討と考えております。

以上です。

○竹内教育長 教育相談支援担当課長。

○祐成教育相談支援担当課長 それでは、7ページの特別な指導というところですけど

も、特別支援学級に通う子は、それぞれの発達状況に応じて自立活動を行うこと、非常に大切になっておりまして、その自立活動を行うために、特別な教育課程を編成して指導を行っているということで、その特別な教育課程をつくっているんだよということで、特別な指導というふうに表示してございます。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 ご指摘いただきました12ページの「学びをおくる」ところですね。令和3年度は、少人数で体験するというので記載させていただきましたが、令和3年度を作成する際に、コロナ禍で非常に人数を絞ってやらないといけないという意味で、令和3年度は少人数にしております。令和4年度は、記載している際には、だんだんコロナの感染状況も落ち着いてきたので、令和4年度はなるべく従前のおりにやっていきたいという思いで記載を変更しております。

13ページのスポーツを支える担い手づくりのところの「実施者」という言葉なんですが、ここは最後に指導者を養成するためというところで、対義語的にスポーツをする方を意味して「実施者」という表現にしております。スポーツ振興計画でも、同じ文言を使用しているところでございます。

○竹内教育長 ほか、よろしいですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 まず1つ目はですね、1の武蔵野市民のための教育を進めるに当たって、一番、大本になるところですね。3行目のおしまいのほうに、歴史や文化を尊重しというところまでで、どういう市民を育てていこうかというのがきちんと書かれています。これで私は十分だと思うんですけども。

その後なんですね、国際社会に生きる日本人の育成と書いてあるんですけども、今、非常に国際社会において緊張感が高まっている。これから先、どういうふうになっていくかも、全然見通せない中でですね、生きていく日本人というのはどうあるべきかというふうなことに、こここのところで触れられるといいなと思うんですよ。それは、具体的であっても、そうでなくても。

国際社会に生きる日本人の育成のところ、もうちょっとそれを修飾する言葉が入ると、より伝わるかなと私は思ったんですね。例えば国際社会でたくましく生きる日本人の育成というと、例えば日本人としてのアイデンティティーをしっかりと持ってですね、流されることなく、きちんと伝えることは伝え、そして国際社会の中で日本人として生

きていけるという、そういうようなイメージに近いかなと思っているのですね。だから、1つの例ですけれども、修飾して、どう国際社会で生きていくのかというあたりが、この辺で出てくるといいなという、これ私の思いというか、感想ですね。

それから、本文の中にですね、「とともに」という言葉がたくさん出てきます。私、教育課程をつくる立場でもあったので、例えば武蔵野市の教育目標がぼっと出たときに、ここの基本方針の中で、こういうものが追加しましたとか、こういうのが新たに入りますとかというときに、教育課程のほうも直すんですよ。そうすると、「とともに」という形で追加したりするんだけど、そうすると一つの文章がどんどん長くなってですね、意味が分かりにくくなってくる、弱くなっていくというのがあるんですね。

今回、下線を引いてですね、直して、「とともに」とかって出ている部分が何か所かあるんですけども、なるべくなら短く区切っていく。例えば1ページだったら、下のほうの下線を引いてある、「そのために、子どもの権利条約の理念に基づき、守られる権利を子ども自身が理解できるようにします。そして、」とかね、こういうふうに文書を切っていくと、一つ一つがしっかりと意味が伝わると思うので、そんなことを見直していただけたらいいかなと思いました。

6ページなんですけれども、基本方針3の下線のところ、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、」、これちょっと分かりにくいんですよ。文書が長くなっているんで、ここがもう少し分かりやすくなるといいかなというふうに思いました。

7ページなんですけれども、上から2行目の「合わせて」というのは、これ漢字間違いじゃないですかね。併設の「併」のほうが、「併せて」いいんじゃないかと思いました。

以上です。

○竹内教育長 教育目標については、令和2年2月のときに、これ多分20年ぐらいぶりになんか議論して変えてきたと思います。1番について、確かに清水委員のおっしゃるとおりだし、その趣旨が分かるので、少しここは時間を取って、大事な根本のところから向き合っていきたいと思います。

それから、このことも含めてなんですけれども、いろいろと文が長くなると曖昧になる、意味が取りづらくなるというのがあるので、この機会だけでなく、なるべく短文で、しかも意味が明瞭になるような記述というのは大事だなと思います。この中で、ご指摘

いただいた中で、どういう努力ができるかというのは、受け止めて考えていきたいと思  
います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご指摘をいただきました。修正点などを含めて、ご指摘いただいた点につ  
いて、吟味をした上で修正をして、その上で了承していきたいと思ます。

それでは、そのように進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、そのように取り扱いたいと思ます。

---

○竹内教育長 次に、協議事項の2、武蔵野市いじめ防止基本方針 具体的方策(案)に  
ついてを議題といたします。

説明をお願いします。統括指導主事。

○小澤統括指導主事 それでは、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策(案)  
について説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

まず初めに、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害  
する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみ  
ならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめ  
防止対策推進法が平成25年9月に施行され、本市では、いじめ防止対策推進法12条に基  
づき、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を平成26年7月に定めました。

本市では、いじめ防止基本方針は、いじめの問題を風化させず、常に子どもたちが意  
識していくことができるように、各学校で作成したいじめ防止の標語等を集約し、市の  
いじめ防止基本方針に「子どもたちの願い」として盛り込んできました。

そして、「子どもたちの願い」と市のいじめ防止基本方針を併記した上で、ポスター  
形式として、学校で生活する子どもたちや学校へ来校した保護者・地域の方がいつでも  
見られるよう掲示できるポスターを作成し、配布、掲示をしております。

本市において、これまで重大事態等の深刻ないじめ問題は発生していない状況ですが、  
冷やかしやからかい等のいじめの件数は、年々増加傾向にあります。これは、各学校が、  
学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめは誰にでもどこにでも起こり得ることを認識

し、早期発見、早期対応により解決を図っているためだと考えています。

文部科学省では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されたり、東京都教育委員会では、平成29年度から4年間を計画期間とした「いじめ総合対策【第2次】」を策定したりするなど、改めて、いじめ防止等の取組の強化・徹底が図られているところです。

今回、ご協議いただく具体的方策（案）についてでございますが、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止対策をより一層推進するとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応をより実効性の高いものとし、重大事態が万が一発生した場合に、迅速な対応を行う観点から、具体的方策を定めることとしました。

策定を通して、いじめ防止に向けて法的な根拠や学校、市教育委員会が行う様々な取組の位置づけ、また具体的にどのような対応を行っていくのかを明確にしたいと考えております。

具体的方策（案）は、国、東京都のいじめ防止基本方針をもとに作成しており、子どもをいじめから守る方策を明記するとともに、重大事態への対象も明記いたしました。

なお、具体的方策（案）については、骨子案を昨年6月に開催したいじめ問題関係者連絡会議にお示しし、ご意見をいただいております。

令和3年度から検討されています武蔵野市における子どもの権利に関する条例（仮称）の策定に合わせ、本方策は改定することを想定しております。具体的方策（案）について、ご意見をいただければと考えております。

次に、武蔵野市いじめ防止基本方針ポスターの改定についてでございます。資料をご覧ください。

先ほども説明しましたが、いじめの問題を風化させず、常に子どもたちがいじめ問題を意識できるように、武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター、「子どもたちの願い」の更新をいたします。これは子どもの権利条例、第12条にある子どもたちの意見表明の機会の一つと捉えております。各校からの選出された言葉の一覧を資料に示してございます。子どもたちの願いの選出に当たっては、加害者にならない、傍観者にならない、いじめの被害に遭ったときの3つの観点から、言葉を一つずつ選んでいただきたいと考えております。

また、別紙の一覧から適切な言葉がある場合は、協議の中でご発言いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 この具体的方策の中の話で、一般でよろしいでしょうか。

まず、私自身が1つ感じたのは、もちろんいじめというのは常に悪であるということは、皆、周知の事実ではあるんですけども、その方策を考えるに当たってのところで、私、個人的な意見ですけども、いじめはもうあるということが前提に立った上でのことであるということと、あとはみんないけないよねという中で、駄目だよねやっちゃという中でつくられたものって、ちょっと観点が違うんじゃないかなというふうに思うんですね。

何かというと、それはいじめがあるという観点から考えると、じゃどうしてそういうことが起こるのか。つまり加害者側というのは、ほとんどの場合、何かそういう悩みだったり、そうしてしまうものを抱えているという場合というのが往々にしてあると。どうして起こり得るのかということに重点を置くというよりは、こちら拝見すると、その被害者を守ろう、守ろうというところの話があっても、加害者がどのようにそれを克服していくかということも含まれるということは、1つ加えたほうがいい視点ではないかなと思います。

実際に私の教室で起こったことなんですけれども、ある外国の先生が将棋の指導をしてくださっていました。その先生が、私のところにいきなり電話をかけてきて、今、教室中なんですけれども、帰らせてくださいと言ってきたんですね。それで、何でだろうと思って話を聞いてたら、子どもたちに、自分の授業のことを揶揄されて、もう自分は耐えられなくなって、帰りたいということが実際にありました。

その先生はお辞めになられてしまったんですけども、残念ながら。どうしてそういうことが起こったかということは、将棋を教えることよりも大切なことだと思ひまして、どういふことをその先生に言ったのという具体的な話をしてもらいました。そこには生徒は10人以上いる教室なんですけれども、誰一人として、それをいじめと捉えていなかったんですね。ふだん私と接するときも非常に明るいいし、いじめのイの字のないような子どもたち。そこで分かったことは何かというと、彼らはそれがいじめであるということを知らなかったという事実です。

つまり、こういうことってやっちゃいけないことだよねと、学校でも指導されている

と思うんですけれども、これは加害者側にも被害者側にも、いじめってどういうものかという指導というのは、実はあまりないんじゃないかなというふうに思ったんですね。何かというと、ここの3ページに書かれている具体的ないじめのタイプ。

例えば、これってもうみんな知っているから、そんなことやっちゃいけないことぐらい分かっているよねという程度のいじめってやめようねということではなくて、こういうことをするといじめということなんです。そうすると、被害者側も、ああそっか、自分がやられていることっていじめなんだという気づきが早くなり、相談も早くなるんじゃないかなと。つまり、教育というところというのが、まず最初にくるべきところなんじゃないかなと思ったんです。何となくやめようねということではなく、具体的にいじめというのは、これこれ、こういうものをいじめと言いますよ。そして、被害者になった場合には、こういうことを、みんな周りが助ける手だてがあるんだよ。加害者というのは、どういうふうなことが、それから起こり得るんだよということを、まず最初に子どもたちに教育するということが、まず先にあることではないかなと思うんです。

その部分が、私は教室の中を見ていないので、どのような形で道徳として指導しているのかというところというのを、まず知りたいなと思ったのと、最初に言った知らないで加害者になってしまう場合と、何か心にいろいろなもやもやがあったりとか、家庭環境であったりとかというところの加害者側のケアということについて、お伺いしたいと思いました。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 まず、1点目にいじめであることが、本人が自覚していない状況などの場合のことということについてですが、2ページの下の方に、最後のセンテンスなんです、軽い言葉で相手を傷つけたがというような文章が入っています。

実は、ここも高橋委員ご指摘のとおり、いじめ問題関係者連絡会議の中で、そういう状況もあるんじゃないのかと。文部科学省のいじめの定義が、変わったところもご説明をさしあげたんですが、そうするといじめられた側はどう考えているかということが、やはり大切なところになってきます。実はこの軽い言葉でということから、終わりの苦痛を感じさせてしまったような場合などという文は、以前はなかったんですけれども、そういうこともあるということ、しっかり分かるほうがよいということで、実はこの部分は入れさせていただいたところなんです。

ですので、具体的ないじめの対応ということで、3ページのほうに書かせていただい

ていますが、ここの中に入らないものもあるんだぞということは、ここで具体的にお示ししております。

そして、いじめを行った子どもたちへの対応ということですが、これも14ページのカの家庭や地域との連携の強化というところの黒ポチの一番下のところに、実は書かせていただいておりますが、高橋委員ご指摘のとおり、このいじめを行った側への指導とかということについては、薄い部分ではあると考えますので、そのご意見は毎年、中身については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 いじめということをしかりと教えるというところですけども、いじめを教えることに関しては、年3回以上、いじめに関する授業を、道徳や学級活動を通じて行うということは示しております。

ただ、今私もざっともう一回確認したところ、本当は12ページのいじめの未然防止というあたりのところで、もう少し具体的に触れなければいけないなと思っておりますので、この辺もっと分かりやすく、学校がしっかりと行っていることを位置づけていきたいと考えます。

○竹内教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 いじめについては、誰もが思うところですけども、このいじめによって嫌な思いをすとか、悲しいことが起きるというのを、本当にゼロにしていきたい。あつてはならないことということは、誰もが願うところで、このいじめ防止基本方針の策定に当たってというところ、とつてもこの内容をいつも以上に、私も何度も何度も読ませていただきました。

そこで、この1ページ目の策定にあたってというところの最初の部分に、気になったのでお話しいたします。「いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」というふうに、この3つの言葉が書いてあるんですけども、1つ目にはまず教育を侵害する人権問題、その次が心身の成長の影響、最後に生命または身体、命という3つの言葉が入っているんですけども、私はもしも今、間に合うのであれば、まず命

という部分が最初に来たほうが、読んだときに、ドキッとさせる効果というか、絶対にあり得ないんだよという、その強さが表現できるのかなと感じたところです。

そして、その次の段落の「本市では、」で始まる場所の3行目、「いじめの問題を風化させず、」というところが少し気になりまして、風化という文字自体も、改めて辞書で調べたわけですが、風化という言葉って、何か月日とともに薄れていくイメージという、そういう意味合いもある。または過去のことであったり、他人事みたいな、そういうような意味合いにも捉えられる。ですので、このいじめの問題を風化させずというよりは、いじめの問題を他人事とせずとか、すぐにいつでも起きてしまう問題である、気をつけなければいけないんだよというような文字に変えることはできないのかなと思いました。

以上です。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 ご指摘、ありがとうございます。

変えることはできますので、ご意見を反映させていこうと思ってございます。

以上でございます。

○竹内教育長 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 大変よくまとめられたなということを思いました。

まず、井口委員がおっしゃった、「生命または身体」について、精神も含めて示してはどうか。身体というと体だけの気がします。精神的な面、メンタル面がとても大きいと思います。それが一生、つながっていく。不登校だけでなく、さらに就職できないとか、そういうところにつながってくるというのは、よくテレビ等で報道されているので、精神ということも入れるほうがいいと感じました。

次に3行目、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）これはかぎ括弧にするべきです。これがベースになっていますから。そうするとどういう方針があるとか、どういう規則があるかと、それが明確になります。

その下に、基本方針で黒枠で囲みがあり、それ以降も黒枠で囲っている部分があります。例えば2ページ目の四角の枠、いじめの定義ですが、これは対策推進法からとってきたということで書いてあります。その他の四角の枠には、第何条と書いてあるとよく分かります。このように根拠を1個1個、書いておいたほうがいいと思います。そうすると、どこから出てきたものか、例えば3ページ目の上の四角で囲んである態様ですが、

具体的ないじめの対応というのは、これはこの法律の中に書いてある例だと推測されます。そのことを明確に根拠として書いておいていただけるとありがたいと思います。

その例の中に、法律に書いてあるのですが、丸の下から2番目の黒ポチ、2番目の丸の机や壁にというふうになっています。これは法律からとってきたからこの表現なのでしょうが、これは「など」の方がよいと思います。例えばホワイトボードとか、黒板に書かれたのも含めて壁なのかなとか思ったのですが、などを追加して入れるといいかと思いました。

9ページの、オの3つ目のポチで、ネットトラブルについて、「SNS利用に詳しい方と協働し」という表現があります。これはどのような人なのかなということが気になります。探すのが難しい、どうやって探したらいいかという点では、詳しいだけではないと思います。いじめのことについてよく知識を持っていて、それをどうやって活用して防いでいくかということが、分かっている人でないと困ると思うので、その辺の表現、もうちょっと工夫されるといいと思います。

以上です。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 ご指摘ありがとうございます。根拠などとか、などという言葉が出されているところ、またどんな人なのかが分かるようにというご指摘でしたので、ご指摘を踏まえて修正をかけていきたいと思います。

ありがとうございます。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 いじめが起きたときの学校、家庭、地域の連携ってとっても大事ですよね。もう一方で、年度初めにいじめについての考え方とか、学校、家庭、地域がどういうふうに協力するのかを具体的に保護者や地域に伝えていくということも、とっても大事だと思います。

2つあるんですけども、7ページの下の方にQRコードがあります。これは、1、2、3、4、5、5つ丸ポチがあるんですけども、これは全部出るんですか。この辺の関係を、整理しておいてください。これ1つですね。

それからね、少し生々しい話になってしまうかもしれないんですけども、16ページ、重大事態への対処というところなんですけれども、aのいじめられた児童・生徒からの聞き取りが可能な場合というところがあるんですけども、これに足しといってもらえる

といいと思うことが1つあります。

例えば児童・生徒が自殺をしてしまうといった報道がテレビからも流れてきて、その中で学校側の説明も、恐らくマスコミに出てくるのは本当に一部分だけだろうと思うんです。そこの内容がどうもこうあやふやだったり、後から第三者委員会が調べてたら、違うじゃないかというようなこと結構あるんですよ。そういうことは、あっちゃいけないだろうなって私は思うんです。いじめの真相をきちんと学校、あるいは教育委員会がつかんでいくということ、正しくつかむということ、これすごく大事なことなんですよ。

私の経験もお話ししたいと思うんですけれども、例えば1人がいじめられているという事実、それに加わっていじめたという子が10人だとする。そのときに、例えば10人を一つのところに集めて聞き取りをすると、まず正確な情報は伝わらないんです。牽制しちゃいますから。

それから、その10人を時間差をつけて、例えば2人とか、1人ずつ時間差をつけて聞き取りをしたときに、もうすぐにその情報は伝わりますから、これも正確なことは分からないんです。こういうふうに言っておいたから、これで口裏、合わせろよって話になっちゃうんです。できる限り正確な情報をつかんでいくためには、同じ時刻に10人いたら、10か所で10人の教員が聞き取りをする。その聞き取りをしたことを、集まって、突き合せをして、真実を明らかにして。また、その中で矛盾点が出てきますから、それを今度はどう聞き取りをしてやっていくかという作戦を立てて、それぞれでまた聞き取るというようなことをするのです。一人一人になってくると、子どもたちも、自分のやってきたことを伝えていかなければならないような状況が生まれますので、そういった聞き取りが可能な場合の方法として、同一時刻に先生と、その子どもが対面で向き合っていて、そして正しい情報をつかむと。そこから、指導が始まるというようなあたりを、これに入れられたらいいなと思って読みました。ご検討ください。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 ありがとうございます。具体的な方法について、などというような形で記載することは可能かと思しますので、いただいたご意見を踏まえ、修正をさせていただきます。

○竹内教育長 今のとも関連するんですけれども、具体的方策としているわけなので、例えば主に学校の先生たちが具体的に行動する際の指標になるような記述になっているの

か、今のやり取りを聞いて思いました。そういう意味で、この具体的方策（案）を出すに当たってのプロセスについて、例えば校長とか、学校の意見をどういうふうに反映して、ここになってきているのかご説明をいただきたいというのが1つと、それから具体的方策（案）が出たときに、保護者の役割も書いてあるという意味で言うと、学校でどう使ってもらえるのか、どう理解してもらえるのか、保護者についてもどういうふうに、子どもたちもどういうふうに理解してもらえるのか、どう伝えていくのか、展望を教えてくださいませんか。

統括指導主事。

○小澤統括指導主事 具体的な方策、もともとは国や東京都のつくっているものをもとに例示をつくっています。今、様々ご指摘いただいた部分を付け足して、武蔵野市としての具体的方策という形にしていこうと考えています。ですので、今、教育長からご指摘いただいた学校の意見の反映ですとか、学校でどう使うのかですとか、そういうところについてもある程度、学校、保護者などに伝わるようなものを作成していく必要があると考えています。

○竹内教育長 分かりました。

ほかいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 9ページ、学校評価への指導というところについてです。ここを読んでいきますと、学校評価においてのその次の部分ですけれども、「いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無や」とありますけれども、今、読み上げた部分は、このずっと下、9ページの一番最後の部分、全く同じ部分がかかれていまして、「いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」、こちら次のページに行きますけれども、多少の表現は違うまでも、同じような内容が二度にわたって表れております。かといって後ろのほうには、大切な文言として、「いじめが発生した際の課題を隠さず、」というところまで踏み込まれた表現がありますので、この部分を整理していただいて、一番最初に出てくる「学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、」という一文に組み込んでいただくと、何か分かりやすいし、誤解を招きづらいのかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 申し訳ございません。おっしゃるとおりです。修正をさせていただきます。

○竹内教育長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、具体的に、あるいは全般的な修正点、ご意見をいただきましたので、そのことを踏まえた上で、この具体的方策（案）については修正をし、吟味をした上で確定していくということでした承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 では、そのように進めさせていただきます。

---

○竹内教育長 次に、協議事項の3、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～の改定についてを議題といたします。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 それでは、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画の改定について、ご説明します。

（案）と記した冊子資料をご覧ください。

武蔵野市教育委員会では、平成28年度より、「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んでいます。

この間、平成30年度に「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」を当面の目標として、「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」を定め、令和元年度に一部改定を行いました。

めくっていただきまして、3ページにはこれまでの取組と評価を記載しております。毎年度末に実施している教員対象の効果検証アンケートにおいて、年を経るごとに肯定的な回答の割合が増えている状況にあり、それぞれの取組が一定の成果を上げています。

また、教員の在校時間について、当面の目標、週当たりの在校時間、60時間を超える教員をゼロにするは達成できていませんが、週当たりの在校時間の平均は減少傾向にあります。これらの結果から、先生いきいきプロジェクトの取組を継続することにより、目標の達成、さらなる肯定的な評価につながると考えます。

5ページには、前回の改訂以降の国の動き、市の計画の策定状況を示しています。

前回の一部改訂は、国から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、服務監督権者である教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間

の上限に関する方針等を策定することが求められたことから、本計画に教師の勤務時間の上限に関する方針等を追加し、上限の目安時間として決めました。

令和元年12月の給特法の改正から、国の示す、先ほどのガイドラインが「指針」に格上げされ、令和2年1月に服務監督権者である教育委員会が講ずべき措置として、在校時間の上限等に関する方針を、教育委員会規則等に定めることが示されました。

また、各校、日々の新型コロナウイルス感染防止対策を講じた教育活動を進める際に、様々な教育活動を見直したり、武蔵野市学習者用コンピュータ活用事業の開始、学習指導要領の改訂の機会は、教育の働き方改革を進める上で期待される場所となっております。

さらに、主要事業の進捗状況の報告等を通じて、教育委員の皆様から教員の働き方改革を進める上で、いただいたご意見等を含めまして、5ページの下に示した2点から改訂が必要であると考えました。

1つ目は、まず「武蔵野市立学校の管理運営に関する規則」を改定し、上限時間の原則を示すこと。

2つ目に、児童・生徒の健やかな成長を支える質の高い学校教育を推進するために、本市の小・中学校に勤務する教員には、どのような教員であるべきかという目指す教員像を改めて明確にする必要があると考えました。そこで、目指す教員像を設定した上で、誇りとやりがいをもって職務に従事する環境を整える「先生いきいきプロジェクト」として、継続・拡充していく形に改めることとさせていただきます。

6ページには、上限時間の原則を示しています。これは、これまで上限時間の目安としていた内容を原則といたしました。

また、法や条例等の改正を踏まえ、武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の改正とともに、この方針を改訂します。

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の改正については、次月、議案として議決いただく予定です。

7月には、当面の目標として掲げた週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするということを、当初の計画どおり、令和4年度までの目標として再設定します。また、武蔵野市立小・中学校に勤務する教員に期待される教師像として、「「生きる力」を支える自信と意欲を育む主体的な学び手への動機付けを行う教師」、「新しいことへのチャレンジに恐れずに取り組み、不易なことを深め追究する教師」、この2つの

教師像を設定いたしました。

8ページには、今回の先生いきいきプロジェクト改定ということで、2.0といたしまして、全体像を示しています。

9ページには、これまでの取組の継続、拡充する取組、新規の取組を先生いきいきプロジェクト2.0として示しております。

6項目、22の取組を示しています。ほぼ継続する取組となりますが、拡充する取組を4つ、新規の取組を2つ加えております。

説明は以上です。本日は、計画案に対するご意見等をいただく協議をお願いいたします。

以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 4ページのプロジェクト効果検証アンケートを見ると、どの項目においても高まっているということが分かって、本当に武蔵野市は、今までもいろいろな取組をしてきたので、その効果が現れているなということを感じています。

こういった取組を進めていくということは、とても大切だと思うし、先ほど出てきた武蔵野市で目指す教員像というものを示していくことも、すごくいいことだなと思っているんですね。先生たちの多忙感というのは、物理的な時間もそうなのですが、いろいろな要素があって、多忙とを感じるんですね。その中で、見過ごしがちなところを、一点お話ししたいと思うんですが、先生たちの例えば自己肯定感みたいなものが下がっていくと、多忙感は増えていくんですよ。

例えば、職場内の人間関係というのがあって、これは学校だけじゃなくて、どこもみんなそうだと思うんですけども、ここがぎくしゃくしていると、そのことによってまた多忙感がおおられていくということがあるんですね。例えば校長、副校長の人間関係であるとか、あるいは同一学年、同一校務分掌の中の人間関係であるとか、そういったところをもう一回、見直していくということも、一つ大事なのかなと思います。

これは、校長会にお願いすることになるんですけども、教職員一人一人が生き生きと仕事ができる。これは、互いによさを認め合えるような学校であれば、先生たちのモチベーションも上がるし、多忙感も下がってくるんですよ。だから、そういったあたりを大事にしてほしいんだということを、校長先生にお伝えいただいて、校長先生

が「うん、そうだなと。よし、じゃうちの学校の課題は何だろうか、どうしたら先生たちが生き生きと働けるようになるだろうか。そういったことを考えて新年度につなげていっていただけると、武蔵野市の学校はもっとよくなるかなと思ひまして、発言いたしました。

○竹内教育長 はい、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 プロジェクトには、期限があることを以前申し上げました。ここで改訂していただくと、非常にいいと感じました。いずれにせよ、ずっと、続けていかなければならない内容だと思います。また3.0、4.0とつながっていくと思いますが、このゴールは、当面の目標というのは、令和4年度ではあるけれど、この2.0は、大体どのくらい期間を考えているのか、お考えがもしあれば、お話しいただきたいと思ひます。

内容として、新規が2つと継続、拡充がたくさんありまして、これをやっていくというのは非常にいいことだと思います。4ページの、先ほど清水委員から、アンケート結果についてお話しがありましたけれども、新学習指導要領への対応というのは大変だったわけです。その中で、このように効果がある程度出ているというのは、素晴らしいと感じます。これは長年ずっとやり続けてきた結果であり、成果であり、誇らしい内容かなと思ひます。

コロナ禍は、まだ続くかもしれませんけれども、新学習指導要領への対応については、2年目、3年目になりますから、一段落して大分慣れてきた。さらにこの効果が大きくなるといいと思ひます。気になるのは左から3つ目の定時退勤日は定時に退勤しているということについての実践がとても少ない。年を追って上がってきてはいるのですが、多分、副校長事務補助とか、市講師の配属は非常に効果が大きいけれども、この辺がなかなか進まない。なかなか帰れない状況がある。定時退勤日が決められてはいると思ひますが、なぜ遅くなるのか、その辺の原因を探っていくと、対応ができることがあるのかと思ひます。何かもしあればお話しいただけるといいと思ひました。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 ありがとうございます。

まず、この2.0、何年ぐらいを見通すかというところなんですけれども、最初のいきいきプロジェクトは平成28年に策定し、平成30年度に改定し、令和4年度までを一つの目安としています。まず、この2.0ですけれども、1年という見通しとして、どこまで

達成できているのかというところをしっかりと評価をした段階で、どこまで、どのように改善していくのかというところ、一番最後の13ページの5番の評価と見直しというところを含めて、考えていきたいと思います。

そこで、いきなり3.0ということではなく、この2.0をさらにどう続けていくのかというところの見通しも、改めていこうと考えております。

定時退勤日のところの評価が低いのは、感覚の差だと思っています。市講師等については、配置されたことによって、先ほど清水委員からもありました多忙感は、感覚的に軽減されていると感じると思います。定時退勤日は、タイムレコーダーの導入によって、確実に結果として、記録として見えてくるので、それが出てくる、出てこないで分かっ  
てしまいますので、それができてないとなれば、評価が低いということになると考えて  
おります。

○竹内教育長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 質問の前に教えていただきたいんですけども、今、武蔵野市の教職員の  
方々の1週間、まあ1週ごとの勤務時間というんですか——というのは何時間に設定さ  
れているんでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 勤務時間については、1日当たり7時間45分ですので、その5日間と  
いう形になります。35プラスの40ぐらいなんですけれども、さらにそこに少し超過する  
部分を含めてというところで、60時間というところで、これ60時間というのは、月当  
りにすると80時間、月当たりにして勤務時間、大の時間が80時間を超えるぐらいの設定  
になりますので、そこに合わせているというところですよ。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 学校という特色もあるとは思いますが、基本的に勤務時間というも  
のがあって、つまり勤務時間外で働くということが当たり前という計算になりますよね。  
ですから、この60時間というのは、既に超えていることの上限ということになるかと思  
うんですね。

本来、勤務時間というものがあって、そこで済まなきゃいけないわけじゃないです  
か、働くということは。でも、それよりもオーバーしちゃうことが、まず当然になって  
しまっているというところが、先生方の負担としてあるんじゃないかなと思っていて、

今回この7ページの(3)のところ、60時間を超える教員をゼロにするというふうにございますけれども、前回の令和元年のところのものを、そのまま引き継がれているようです。今までのこの3年間、4年間という中でいろいろな方策が行われてきた。かつ、それでもなお、この時間数というのが同じであるのは、私はそここのところの努力目標としては、低いのではないかと感じました。先生たちの本来あるべき勤務時間よりも超えてしまっているんだから、そここのところをもっと少なくしていこうと本気で取り組むのであるならば、そこは令和元年と同じ目標の数値というよりも少なくするという努力をする必要があるのではないのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 委員、ご指摘のところもあるのですが、令和4年度までということで、1年間、当市の当面の目標を維持するので、変えていないというところがございます。平均時間としては、その50時間までに減っているところ、3ページのほうに示しておりますけれども、令和元年度の週当たり換算が52時間6分ですけれども、令和2年度当たりになると50時間8分ということで減少している状況にはあります。平均です、これはあくまでも。

減っていくところで、ある程度達成するとあると思うんですけれども、60時間超えの教員をすべてゼロにすることを目指すので、令和4年度、単年度の中で、この2.0でどこまで減るのかということをしつかりと行っていきたいと考えているので、今回はあえて当初の当面の目標とをしつかりと達成することを第一にする。新たに数値目標を出すということはいませんでした。今回この令和4年度という当初の目標がどうなるのかということを含めて、さらに検証して新たな設定をすべきと考えております。

○竹内教育長 よろしいですか。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。

○竹内教育長 そのことに関連して、当面の目標というのは、これ引き続きなんで、しかも今、指導課長がおっしゃったように、これは平均値ではなく、どの先生も60時間、超えないようにしようということです。だからゼロなので。そういう意味で、令和3年度までの現状で、60時間を超える先生は、ゼロにかなり近くなっているのか、現状についてそこはどんな感じなんでしょうか。

指導課長。

○村松指導課長 年度ごとの集計はできていないんですけれども、直近、今年度、4月か

ら12月までのところで、これも月ごとに人数の変動があります。8月あたりは、2人以外の方は全て達成はされているんですけども、ほかだと行事が多いと増えてしまったりということありますので、4月から12月までの平均では、約6.5%がまだ達成できていません。この6.5%をゼロにするというところを、当面の目標としたいと考えます。

○竹内教育長 分かりました。そこまできているということですね。

ほかいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 私も、市内で地域活動を様々担っている市民として、このコロナの前までは、普通に地域の住民の総会であったり、各地域活動の委員会に、先生方、来てくださっていました。先生が来てくれないときがあると、この先生は地域ととても距離が遠くなっちゃったな、寂しいな、あの先生、あまり地域のこと好きじゃないんだななんていうことを、地域で話題になっていたことがございましたが、こういう現状をお聞きするたびに、先生方の忙しさというものが、とても分かってくるのです。

これまでの取組と評価、3ページのところに、真ん中から下の部分ですけども、「臨時休業中の家庭との連絡手段の多くが電話であったため、電話応答メッセージの導入が、かえって家庭との連絡を取り合う際に不便になったことが考えられる。」というところがありまして、この電話については、電話でしゃべらなきゃいけない内容は、当然電話で、留守電等も含めて続けていくこともできますし、子どもたちの欠席等の連絡については、学習者用コンピュータを活用したものに変わってきているという現状からも、減っていく部分なのかなと思っているところです。

私が当初、最初にもお話ししたように、この地域が求める学校や先生というのは、当然、先生は誰のための先生なのかというと、当然まず児童・生徒の先生であって、その次に保護者であったり、その次にこの地域なんだということを、市の委員会等でお伝えることによって、地域活動を中核に担う市民側も、少しずつ分かってきてくれるのではなろうかということ、私自身も痛感したところです。

一方で、この時間の削減に切り込む中で、先生一人一人はどう思っているのか。教育委員会目標設定ですけども、果たしてその先生一人一人は、それについてどのように感じてお仕事されているか、そして変えていこうと思っているのか、知りたいと思ったところです。

また、時間、タイムレコーダーを導入することによって、もしかすると今回の目標を

超えちゃいそうだから、先にタイムカードを打った後に、雑務をやるということが行われることを危惧しているところです。

、例えば育児、介護、家庭の事情を担う先生方のパートナーとなった先生方は、学校に残る時間が増える。これは何となく当たり前の話であったりしますので、そういった家庭環境へも配慮した先生の配置まで考えないと、そうではない側、育児、介護、家庭事情に支障が比較的少ない先生方の負担感が増えることによって、その辺のバランスはどうなんだろうか。タイムレコーダーを導入することによって、打刻をした後に仕事をやってしまうことも考えられるというのと、持ち帰り仕事によって、リスクマネジメントの面で、時々新聞報道でも聞かれますが、先生が、子どもたちの成績表をなくしてしまったということになりかねない。持ち帰り仕事をしなければいけない事情についても、その辺まで踏み込んだところまでいかなければ、ただ単純にやるというのではなくて、より沿った対応も合わせて含めて検討していきたいと思ったところです。

また、4ページにあります効果検証アンケート結果で、ここでは括弧で肯定的な評価の割合というのがありますが、その逆の否定的な評価の割合みたいなものも、添付資料や用語解説的なものとして、もしあるのであれば、私たちも知りたいと思っています。先生方の中にも、この否定的な部分を含めて見ていくことで、正しくて、そして無理のないプロジェクトになっていくと感じました。

いかがでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 先に肯定的な評価の割合とあるんですけども、先ほど定時退勤日のところは、30%を超えるていますが、否定的な割合は、100から引いた数になります。逆に市講師や副校長、事務補助職員の配置、何人かについては、ほぼ否定的な割合は10%を切ると、そのように見ていただければと思っております。

様々ご意見いただいたところでございますけれども、時間外の地域とのつながりもありますけれども、そこに代替して、ほかのところをどう軽減するかというところは、また学校でも努力していかなければいけないと思います。今回、新規として、学校、家庭、地域の協働体制の検討が始まっておりますので、これを入れることによって、これも働き方改革の一部として、位置づけて考えていきたいとしているところです。

時間を区切るというところについて、先生方には超過勤務手当というのは発生しませんので、幾らでも仕事ができる。私も担任時代であれば、逆にこういうものを設定され

たら、いろいろと思うところはあるわけですが、でもしっかりと社会人として働くということの意味も含めて、まだ今のところ8時間というラインを超えないようにというところでの時間設定にはなっておりますけれども、その中で時間内に終わらせる仕事、終わらない部分で、その中でどう仕事をしていくのかということ、またそれもどこかにしわ寄せが行くようなバランスではなくて、基本的に12ページの一番下のところの一つの取組、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた目標の設定をそれぞれの教員が立てることによって、どういうふうに働き方を考えていくのかということを押えています。

ただ、持ち帰りに関しましては、今回、9ページの一冊下にある校務支援システムの導入とICT化における業務改善ということで、今、先生方が校務に使っている、いわゆるMSISの更改を、来年度行って、令和5年度からは、タブレット型パソコンで、学習者用コンピュータと併せて校務も使えるようにします。そうすると持ち運びができて、いろいろな場で仕事ができる。それもクラウドで、情報の漏えい等がないようにということも含めてですので、その辺のところもこのワーク・ライフ・バランスの中で、仕事ができるような環境を整えていくということも、一つの取組として上げているところでございます。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

はい、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほど勤務時間について、質問等させていただきましたけれども、保護者の方とかも、どのぐらい先生が働いているという実情って、知らないんじゃないかなと思うんですね。例えばテストの丸付けがあったり、子どもたちとの会話があったり、でもまた次の授業の準備もしなきゃいけない、家庭との連絡等もしなきゃいけないというのを、子どもたちではなく、その保護者の方たちに見える化をして、先生というのは、朝何時から来て、このぐらい働いているんですよ。こういうことをやっているんですよというのを示すというところでの保護者側からの理解ということも、先生方が生き生きとするための一つの見せ方かと思います。

そこで、少し協力してくれるとうれしいなとか、逆にそれを見た側の保護者の方から、こんなに先生って忙しいんだ、じゃこの部分だったら手伝えるかなとか——という中の総合的な部分というのが生まれてくる形というのも、一つこの先生たちが生き生きす

る、その時間だけの問題ではなく、心身ともに負担というのが軽減されるのではないかなというふうに思ったんです。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 13ページになりますけれども、一番上のところに、保護者・地域の理解を促進するための広報というのは、継続として取り組んでいて、これまでもきょういく武蔵野であるとか、様々なところを捉えて行っているんですが、今委員からいただいたご意見をもとに、きょういく武蔵野等々を通じて、またそれぞれの学校等でも広報できるような形については、校長会とともに、学校ごと校長からの発信ということも含めて、取り組んでまいりたいと思います。

○竹内教育長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、いただいたご意見を踏まえまして、これを確定していくということできたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

---

### ◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項に入ります。

報告事項1、武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市全体の人事異動の一環として、昨年12月21日に内示があったものですが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いいたします。

教育部長。

○樋爪教育部長 報告事項(1)武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分についてでございます。

人事の決定につきましては、教育委員会の権限となっておりますが、例年どおり市長部局で、市全体の調整の中で、事務局職員も含めまして、お手元の報告事項(1)の資料にありますとおり人事異動の内示を行ったものでございます。

発令は1月1日付となっております。この間、教育委員会を開催してお諮りする時間

がなかったことから、教育長の専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項2、武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱の制定についてです。

説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 それでは、武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱の制定について、報告します。

まず、実施要綱がありますけれども、資料をおめくりいただきまして、武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会より、今後の実施に向けて提案された内容についての資料をご覧ください。

これは令和3年3月に、武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会より報告された武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会報告書より抜粋したものでございます。令和元年12月より協議いただいた、長期宿泊体験活動検討委員会においては、資料にあるとおり、8点、提案をいただきました。

この報告書の提案に基づき、各校、令和4年度の実施に向けて、セカンドスクール、プレセカンドスクールの計画を立てて準備をいただいているところでございます。

この資料の3にあります、1枚目の裏になりますけれども、小・中連携についての項目では、現行の実施要綱が、小学校第5学年と中学校第1学年のセカンドスクールの目的が同じ内容で示されているので、両者の目的を明確に示した実施要綱に改訂することが示されています。

「自然体験活動」、「よりよい人間関係を形成する活動」、「当該学年にふさわしい特色ある活動」の3つの視点で、小学校第4学年、第5学年、中学校第1学年の活動内容を系統性、発展・充実の観点から整理したことから、現在、「武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱」と、「武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱」と、要綱が分かれています。プレセカンドスクール、セカンドスクールを一体化した「武蔵野市長期宿泊体験活動実施要綱」として、新たに制定したものが、今回、報告する実施要綱でございます。

それでは、資料、初めの実施要綱をご覧ください。

第1条には、プレセカンドスクール、セカンドスクール、共通の目的を示しております。

第3条には、小学校第4学年のプレセカンドスクール、第5学年のセカンドスクール、中学校第1学年のセカンドスクールの系統性、発展、充実の観点から整理した活動内容について示しております。

以下、プレセカンドスクール、セカンドスクールに必要な事項を定めています。また、この要綱の施行に当たり、現在の武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱と、武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱は廃止いたします。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 この報告書の内容の最後の6番の最後、7の手前ですけれども、各プレセカンド、セカンド、小学校、中学校の期間が書いてあります。中学校のセカンドスクールは、日数は現状のままで望ましいとだけしか書いてないので、これも同じように、4泊5日として現状のままと書いて補ったほうがいいと思います。そうすると、比較ができます。プレセカンドは何泊何日とか。

全体的にこの表、体系、これはよくまとまったなと思いますので、非常に分かりやすくなったなと思います。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 今回、お渡しいただきました今後の武蔵野市長期宿泊体験活動の内容、体系という表がある紙についてなんですけれども、まず子どもや家庭にとってみたら、最初に訪れるのが小学校4年生、そして5年生、中1というふうに上がっていくわけです。この表でいうと、その年齢順でいくと中1と小4は逆になるわけですが、あえて体系と示されておりますので、できれば小学校4年生から中学校1年生の紙で、上向きの矢印みたいなものがあると、4年生で体験したこの内容から、5年生に上がって、そして中1に行く、小4から中1までのつながりみたいなものとして、上向きの矢印があると何となく見やすくなってくるのかなと感じたところでございます。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 今回、補足資料としてつけさせていただきました資料につきましては、もう出されている報告書からの抜粋でございますので、これをいじるということではできないところでございます。それぞれの活動の中身について矢印をつけてしまいますと、もうここでしかできないという形になってしまうので、一応、こういうような流れだけれども、別に全てがこのとおりにやらなければいけないというわけではなくて、その学年の中の実態に応じてということで、工夫してくださいという例として出しているものでございます。基本的には、委員おっしゃっているように、下からの上に上がっていくという、そういうイメージでございます。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項3、武蔵野ふるさと歴史館学校連携展示「火のある暮らしのうつりかわり」（仮）についてです。

説明をお願いします。ふるさと歴史館館長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 この展示は、例年、小学校3年生の昔の暮らしという単元で、社会科見学にいらしていただくので、それをベースにつくられています。

道具が移り変わることによって、人々の暮らしはどう移り変わってきたんだろうと。そして、自分の保護者の方や、その方々のおじいさんやおばあさんたちは、どういう暮らしをしていたのかということを考えてみようということでございまして、今回は火ということを中心にしておりますので、囲炉裏を作りまして、その周りに火の関係の道具を並べるというような感じで、そこで道具の変遷について話していこうという感じの展示になっております。

教科書の中に、全てのこういった火の道具が出ているわけではないので、別途2階の収蔵庫がございますので、そこのほうで教科書に出ている冷蔵庫や、洗濯機とか、そういったテレビであるとか、三種の神器の変遷を解説するコーナーをつくりまして、様々なほかの収蔵庫の道具の移り変わりも一緒に学んでいただこうという、今回はそういうセットにしよう。

さらに、まだ3年生では習っていないんですけれども、縄文土器というのは、皆様ご存じだと思います。昔のお鍋でございますので、最古の道具ということでですね、それを実際に触っていただこうというような体験のコーナーもつくりましたので、ご希望の学校があればということで、今、各校との打合せが始まっております。

そういったことで、今年も多くの学校にいらしていただけるということで、展示の準備を今しております、もうすぐ、来週の土曜日から始まりますので、ぜひ皆様にお時間がありましたら、学校の生徒さんがいらしているときなど見ていただくと、多分、これだけ体験のものにしているところは東京では歴史館だけです。今後ともよろしく願いたします。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたら願いたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

---

#### ◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。

その他として何かございますか。

○渡邊教育企画課長 特にございません。

---

#### ◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和4年2月9日、水曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしく願いたします。

お疲れさまでした。

午後 0時08分閉会